

○登記識別情報は、どのような場合に必要になるのですか？

(情報番号 1 3 2 2 全 1 頁)

登記権利者及び登記義務者が共同して所有権の移転の登記など、権利に関する登記を申請する場合に、原則として、登記義務者の登記識別情報が必要となります。

また、これ以外の場合であっても、所有権の登記がある土地の合筆の登記、所有権の登記のある建物の合併の登記、仮登記の登記名義人の単独で申請する仮登記の抹消を申請する場合などにも必要となります。

登記識別情報は、本人確認手段の一つであり、登記名義人本人による申請であることを登記官が確認するため、登記所に提供してもらう情報をいいます。この登記識別情報は、登記の申請がされた場合に、その登記により登記名義人となる申請人に、その登記に係る物件及び登記の内容とともに、登記所から通知されます。具体的には、アラビア数字その他の符号の組合せからなる 1 2 桁の符号で、不動産及び登記名義人となった申請人ごとに定められます。